

第19期定時株主総会招集ご通知に際しての 交 付 書 面 省 略 事 項

業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 の 運 用 状 況
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
重 要 な 会 計 方 針 及 び そ の 他 の 注 記

第19期（2024年3月1日～2025年2月28日）

DCMホールディングス株式会社

「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「重要な会計方針及びその他の注記」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、以下のウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.dcm-hldgs.co.jp/grp/ir/ir-library/general-meeting.html>

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3050/teiji/>

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

業務の適正を確保するための体制

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築の基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

① 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり定めます。

- イ、「コンプライアンス・プログラム」を制定し、全社員が法令等を遵守した行動をとるための行動規範や基準を定め、教育および指導により公正かつ適切な経営を実現する。
- ロ、「内部統制システム」の構築と「コーポレート・ガバナンス」の向上を図ることを目的として、「内部統制基本規程」に基づき、内部統制委員会を設置する。
内部統制委員会は、リスク管理、情報安全管理、コンプライアンス、内部統制報告等の内部統制活動を円滑に推進するために必要な役割を担う。
- ハ、法令等に反する行為を発見し、是正することを目的に「内部通報制度（通称ヘルプライン）」を設ける。この制度は、法令等への違反に対する牽制機能と共に、内部統制部門は、報告された事実についての調査を指揮、監督し、代表取締役社長と協議のうえ、必要と認める場合適切な対策をとる。
- ニ、内部監査部門は、コンプライアンスや業務の適正化に必要な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおりとします。

- イ、取締役の職務の執行に係る次に掲げる重要な文書およびその他の重要な情報は、法令および「文書管理規程」に定める保管期間、関連資料と共に適切に保管管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・指名委員会および報酬委員会の議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・稟議書
 - ・契約書
 - ・開示委員会の議事録
 - ・その他取締役および取締役会が決定する書類
- ロ、上記文書は、取締役（子会社においては監査役を含む。）がいつでも閲覧が可能な状態に維持する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおりとします。

イ、「リスク管理規程」の定めるところに基づき、内部統制委員会はグループ全体のリスクを網羅的、包括的に管理し、リスクならびに損害の発生を最小限に止めるため、啓発、指導、教育等を行う。

ロ、リスク管理の実効性を高めるための対応は、次のとおりとする。

- ・事業の継続にとってのリスクを定期的に評価する。
- ・リスクの評価は、各部署がグループ企業を含めて行う。
- ・報告されたリスクの評価を内部統制委員会でまとめ、取締役会に報告し、承認を受ける。
- ・内部統制委員会は定期的な会合等を通じ、リスク管理の推進を図る。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおりとします。

イ、重要事項の決定および取締役の業務執行の監督を行うため、毎月定例の取締役会を開催する。

ロ、重要事項について多面的な検討を行うため、当社の取締役および子会社社長が出席する経営会議を適宜開催する。

ハ、当社グループにおける職務分掌、権限、意思決定その他組織に関する基準を定め、業務の執行に当たっては「職務分掌規程」による業務分担に基づき、また「稟議規程」、「職務権限規程」等に基づき迅速かつ効率的な業務執行を行う。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を次のとおりとします。

イ、企業集団としてのコンプライアンス確保のために、「コンプライアンス・プログラム」を共有し、法令等を遵守した行動をとるための規範や行動基準とする。

ロ、内部通報制度（通称ヘルプライン）を共有し、各企業内のみならず、グループ企業間における法令等に反する行為を発見し、是正する体制とする。

ハ、財務報告の信頼性を確保するため、連結決算数値確定にあたっては、グループ企業の代表取締役社長に「確認書」の提出を義務付ける。

ニ、グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範に照らし、適切なものにする。

ホ、当社代表取締役社長を議長とし、当社の取締役および子会社社長の出席する経営会議を適宜開催し、グループ情報の一元管理を行い、業務の適正化を図る。

ヘ、「関係会社管理規程」および「決裁基準規程」を定め、これらの付議基準に準拠して子会社が当社に適時に報告する体制とする。

ト．監査等委員会は企業集団の業務の適正性を確保するため、内部統制部門および内部監査部門を通して、または直接子会社の監査役・内部監査部門と情報交換を行う。

チ．内部監査部門は、当社グループの内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ内部統制の構築および運用状況を検討、評価し、必要に応じてその改善策を経営者ならびに取締役会に提唱する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会が補助使用人の設置を求めた時に迅速な対応ができるよう、その扱いについては次のとおりとします。

イ．監査等委員会から要請ある場合は補助使用人を配置する。

ロ．補助使用人がその業務に当たる際の実効性を確保するための手段は、次のとおりとする。

- ・補助使用人の異動については、監査等委員会の同意を得て行う。
- ・補助使用人の人事考課については、監査等委員会の意見を心得て決定する。
- ・補助使用人への指揮命令は監査等委員会が行う。

⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループは、監査等委員会（子会社においては監査役を含む。）に対する取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が行うべき事項その他監査等委員会（子会社においては監査役を含む。）に対する報告に関しては、次のとおりとします。

イ．主要な会議体への出席による報告（情報の入手）

- ・取締役会、経営会議への出席

ロ．会議体以外での報告の体制

- ・当社グループの内部通報制度（通称ヘルプライン）に通報された内容および「賞罰委員会」の審議内容について、次の基準による報告を原則とする。

（イ）毎月の定例の報告

（ロ）重要な内容と判断した場合はその都度報告

- ・当社グループの内部監査を実施した監査の結果
- ・当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

ハ．監査等委員会への報告は、選定監査等委員への報告をもって行う。

ニ．監査等委員会（子会社においては監査役。）は内部統制部門および内部監査部門を通して、または直接各部

署に必要な報告、情報提供、回答を求めることができる。監査等委員会（子会社においては監査役。）から報告、情報提供および回答を求められた各部署の使用人および担当取締役は、期日までに責任をもって対応する。

ホ、当社グループの内部通報制度に基づき、グループ役職員およびこれらの者から報告を受けた者が直接的または間接的に監査等委員会または子会社監査役に報告を行った場合に、報告をしたことを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止する等、報告者を保護する旨を定める。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの監査等委員会（子会社においては監査役。）の監査が実効的に行われるための体制は次のとおりとします。

- イ、代表取締役社長と監査等委員会（子会社においては監査役。）は相互の意見の交換を図るため、定期的な会合を持つ。
 - ロ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会（子会社においては監査役。）の職務の適切な遂行のため、監査等委員会（子会社においては監査役。）と子会社等の取締役等との意見の交換、情報の収集、交換が適切に行えるよう協力する。
 - ハ、監査等委員会（子会社においては監査役。）が必要と認めた場合には弁護士、公認会計士等の外部専門家の協力を得られる体制を整備する。
- ニ、監査等委員会（子会社においては監査役。）の職務の執行にかかる費用または債務について、当該監査等委員（子会社においては監査役。）の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社はそれを負担する。

⑨ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための体制を次のとおりとします。

- イ、財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制基本規程」に基づき、内部統制委員会に内部統制システムの構築および運用を行うために必要な業務を遂行させる。
- ロ、内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
- ハ、財務報告の信頼性を確保するため、有価証券報告書および決算短信等の作成にあたっては、子会社の代表取締役社長および当社の部門責任者に「確認書」の提出を義務付け、作成した決算書類は「開示委員会」で十分確認のうえ代表取締役社長または取締役会に報告する。

⑩ 当社グループの反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制を次のとおりとします。

イ、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、当社グループ全体として毅然とした態度で臨む。

ロ、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等は断固拒否する。

ハ、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスをはじめ、リスク管理、情報安全管理、内部通報制度、財務報告にかかる内部統制の円滑な運営のため、各部門責任者で構成される「内部統制委員会」を設置しております。「内部統制委員会」は6回開催され、内部統制にかかる諸活動を推進いたしました。また、役員・全社員を対象としたコンプライアンス教育を実施いたしております。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社規定に従い、情報の保存および管理を実施しております。内部統制委員会は、内部監査部門が実施する情報安全管理にかかる監査結果の報告を受け、情報の適切な保存・管理の推進を図っております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「内部統制委員会」により、対処すべきリスクを識別し、部署横断的に当該リスクに関する情報を共有し、適切なリスク対応を推進いたしました。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）で構成されております。取締役会は19回開催され、重要事項の審議・報告をおこないました。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」および「DCMホールディングス決裁基準規程」を定め、これらの付議基準に準拠して子会社が当社に適時に報告しております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員の職務の円滑な執行を補助するため、監査等委員の補助使用人1名を配置しております。当該補助使用人は、監査等委員の指揮命令に従って職務を遂行いたしております。

⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会および経営会議等の重要な会議および「内部統制委員会」、「開示委員会」に出席するとともに、必要に応じて各主管部署に聴取し、取締役および使用人の職務の執行状況等について報告を受けております。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、監査等委員会において策定した監査計画に基づき、代表取締役社長、会計監査人および内部監査部門との定期的な情報交換を実施いたしております。

⑨ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制委員会」において、内部統制に関する評価の円滑かつ適正な整備・運用を推進しております。また、「開示委員会」を6回開催し、計算書類等の内容を審議いたしております。

⑩ 当社グループの反社会的勢力排除に向けた体制

契約書および規約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでいるほか、全社員へのコンプライアンス教育時に、反社会的勢力排除について意識醸成を図っております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,973	51,408	192,532	△18,327	245,586
当期変動額					
剰余金の配当			△6,108		△6,108
親会社株主に帰属する当期純利益			17,144		17,144
自己株式の消却			△3,506	3,506	－
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				199	199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	7,529	3,704	11,233
当期末残高	19,973	51,408	200,061	△14,623	256,819

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	7,617	25	△1,955	5,687	251,274
当期変動額					
剰余金の配当					△6,108
親会社株主に帰属する当期純利益					17,144
自己株式の消却					－
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,842	△70	19	1,791	1,791
当期変動額合計	1,842	△70	19	1,791	13,025
当期末残高	9,460	△44	△1,936	7,479	264,299

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7 社
主要な連結子会社の名称 DCM(株)
ホダカ(株)
DCMニコット(株)
(株)マイボフェローズ
DCMアドバンスド・テクノロジーズ(株)
エクスプライス(株)

連結子会社であった(株)ケーヨーは、DCM(株)と2024年9月1日付けで合併したため、同社を連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社の数 4社
主要な非連結子会社の名称 (株)タパス

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 0 社

- (2) 持分法を適用していない
非連結子会社及び関連会社の数 7 社

主要な持分法を適用しない (株)タパス
非連結子会社の名称

主要な持分法を適用しない (株)スマートサポート
関連会社の名称 (株)テーオーリテイリング

持分法を適用していない理由 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はエクスプライス(株)及びマクスゼン(株)（1月31日）を除き連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ.持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ.その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、市場価格のない株式等のうち外貨建てのものについては、連結決算日の直物為替相場に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②棚卸資産

商 品

主として売価還元法による低価法

③デリバティブ

時価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、主に1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

その他 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、2009年2月28日以前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用

定額法

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式等の交付等に備えるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④株式給付引当金

従業員に対しての株式付与に備えるため、見込付与額に基づき計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

①商品の販売に係る収益の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に小売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品を引き渡すまたは出荷する一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、商品の販売価額として受け取る額から商品の仕入価額を控除した純額を収益として認識しております。代金について概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、商品の販売によって付与したポイントについては、顧客から受け取る対価の総額から差し引いて収益を認識しております。

②ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっております。また、転リース取引については、リース料受取時に金利部分のみ収益を計上する方法によっております。

なお、2009年2月28日以前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

- ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象……買掛金、借入金
- ③ヘッジ方針 為替変動リスク低減のため、対象範囲内でヘッジを行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(7)のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

事業部門	報告セグメント		その他 (注) 1	合計
	ホームセンター 事業	エキスパライズ 事業		
園芸	77,450	—	—	77,450
ホームインプループメント	106,337	—	—	106,337
ホームレジャー・ペット	75,347	—	—	75,347
ハウスキーピング	116,671	—	—	116,671
ホームファニシング	24,551	—	—	24,551
ホームエレクトロニクス	54,008	—	—	54,008
その他	16,550	63,649	—	80,200
商品供給高他	1,316	—	248	1,564
顧客との契約から生じる収益	472,234	63,649	248	536,132
その他の収益 (注) 2	8,470	—	—	8,470
外部顧客への営業収益	480,704	63,649	248	544,602

(注) 1. その他は、DCMホールディングス(株)及び(株)マイボフェローズにおける取引等です。

2. その他の収益は、主として不動産の賃貸収入によるものです。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「4.会計方針に関する事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高および期末残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	4,616
期末残高	4,707

契約負債は、当社が付与したポイント等及び前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

当社及び連結子会社においては、予測契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価等の額等はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

当社が行った連結計算書類作成における重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、次のとおりであります。

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 221,239百万円
(うち店舗に係る固定資産 194,801百万円)

無形固定資産 55,103百万円
(うちエクспライス㈱に係るのれん 17,996百万円)
(うち㈱ケーヨーに係るのれん 24,688百万円)

減損損失計 1,855百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と金額の算出に用いた主要な仮定は以下のとおりです。

・店舗に係る固定資産

当社は、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として減損会計を適用しております。各店舗の収益性の悪化又は不動産時価の著しい下落等が生じた場合、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が識別された各店舗設備の減損損失の認識要否の判定は、主要な資産の経済的残存使用年数又は残契約年数と20年のいずれか短い年数にわたって得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と各店舗固定資産の帳簿価額の比較によって行われてお

ります。減損の兆候を認識した店舗のうち、将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

固定資産の回収可能価額については、経営者が承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しています。重要な見積りである将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、売上高、売上総利益率、人件費等の販売費及び一般管理費等の要素を考慮した将来の仮定を用いています。これらの仮定は経営者の判断が含まれ、かつ、外部・内部環境の変化により不確実性を伴うものであるため、将来キャッシュ・フローの前提条件に変更があった場合、固定資産の減損を実施し、当社の業績を悪化させる可能性があります。

・エクспライス㈱に係るのれん

エクспライス㈱株式取得時にのれんに配分された金額が相対的に多額でありかつ、当初想定していたエクспライス㈱の事業計画の営業利益を実績の営業利益が下回っていることから減損の兆候が存在するとした上で、当該のれんが帰属する資産グループに関連する資産にのれんを加えたより大きな単位で減損損失の認識の判定を行っており、その結果、減損損失の認識は不要と判断しています。

減損損失の認識の判定は、直近の事業環境を反映させた事業計画に基づいて算定された割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんが帰属する資産グループの帳簿価額の比較によって行われています。将来キャッシュ・フローの見積りには、エクспライス㈱の売上高成長率、原価率、販売費および一般管理費（主に人件費）等の仮定を含んでいるため、翌連結会計年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

・㈱ケーヨーに係るのれん

㈱ケーヨーに係るのれんについては、従来からの資本業務提携および2024年9月1日付でDCM㈱と合併したことにより業績は安定しており、想定されている事業計画を大きく下回ると判断する要因も無いため、減損の兆候は認識しておらず、減損損失の認識は不要と判断しております。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,012百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得を見積もった上で、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる確実性が高いと想定する範囲内で認識しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	22百万円
--------	-------

計	22百万円
---	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 201,009百万円

3. 有形固定資産のうち、建物及び構築物1,135百万円、その他129百万円を国庫補助金等の圧縮記帳により取得価額から控除しております。

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,678百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (注)1	149,500千株	－千株	3,000千株	146,500千株
合 計	149,500千株	－千株	3,000千株	146,500千株
自己株式				
普通株式 (注)2,3,4	15,693千株	1千株	3,178千株	12,516千株
合 計	15,693千株	1千株	3,178千株	12,516千株

(注)1.普通株式の株式数の減少3,000千株は、取締役会決議による普通株式の消却3,000千株によるものです。

2.普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り1千株によるものです。

3.普通株式の自己株式の株式数の減少3,178千株は、取締役会決議による自己株式消却による減少3,000千株、「株式付与E S O P信託口」から退職者への交付18千株、「B I P信託口」から退任役員への交付9千株、「従業員持株E S O P信託口」から「当社持株会」への株式譲渡150千株によるものです。

4.自己株式数には、当連結会計年度末日現在において「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式4,465千株及び「B I P信託口」が所有する当社株式380千株を含めて記載しております。

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	3,054百万円	22円00銭	2024年2月29日	2024年5月31日

(注) 配当金の総額には「B I P信託口」が所有する当社株式に対する配当金8百万円、「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式に対する配当金98百万円及び「従業員持株E S O P信託口」が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年9月27日 取締役会	普通株式	3,054百万円	22円00銭	2024年8月31日	2024年11月1日

(注) 配当金の総額には「B I P信託口」が所有する当社株式に対する配当金8百万円、「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式に対する配当金98百万円が含まれております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,193百万円	23円00銭	2025年2月28日	2025年5月30日

(注) 配当金の総額には「B I P信託口」が所有する当社株式に対する配当金8百万円、「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式に対する配当金102百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金並びにリース投資資産は、取引先別に入金管理及び残高管理を行うことにより、信用リスク低減に努めております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することにより、発行体の信用リスク低減に努めております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店に係る賃借契約に対して、賃貸先に差し入れているものであり、取引先の財務状況の悪化等による回収懸念先を定期的に把握することにより、信用リスク低減に努めております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は、主に営業取引に係る資金の調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達であり、償還日は決算日後、最長で26年後であります。

デリバティブは、為替相場の変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	34,039	34,039	－
(2)敷金及び保証金	39,777	34,668	5,108
資産計	73,816	68,708	5,108
(3)社債	35,000	34,240	759
(4)長期借入金(※1)	241,240	238,376	2,864
負債計	276,240	272,617	3,623
デリバティブ(※2) ヘッジ会計が適用されているもの	(67)	(67)	－

(※)1.長期借入金については、1年内の返済予定額を含んでおります。

2.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味で債務となる場合は、()で表示しております。

3.現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払法人税等については、現金であること及び短期決済であり時価と帳簿価額が近似値であることから、注記を省略しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)投資有価証券

投資有価証券の評価額の算定は、取引所の価格によっております。

(2)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(3)社債

社債の時価は、公社債店頭売買参考統計値によっております。

(4)長期借入金

変動金利の長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利の長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されないもの 該当するものではありません。

ヘッジ会計が適用されているもの ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、以下のとおりです。

(通貨関連)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,160	－	△67

(注)時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(金利関連)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	5,500	5,500	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注)2.市場価格が無い株式等は表中の「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,606
その他	224

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットのうち、観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年2月28日）

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	34,039	—	—	34,039
デリバティブ取引 通貨関連	—	—	—	—
資産計	34,039	—	—	34,039
デリバティブ取引 通貨関連	—	△67	—	△67
負債計	—	△67	—	△67

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年2月28日）

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	34,668	—	34,668
資産計	—	34,668	—	34,668
社債	—	34,240	—	34,240
長期借入金	—	238,376	—	238,376
負債計	—	272,616	—	272,616

（1株当たり情報に関する注記）

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,972円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 128円01銭 |

(減損損失に関する注記)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗及び賃貸物件等を最小の単位としてグルーピングしており、遊休資産についても、当該資産単独で資産のグルーピングをしています。

店舗につきましては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及びドミナントエリア戦略における店舗の再配置等による店舗閉鎖の意思決定が行われた場合について減損兆候を認識し、減損の兆候を認識した店舗のうち、将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、各々の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(1) 北海道・東北・関東地区

用 途	店舗(22店)
種 類	土地、建物及び構築物、その他
減 損 損 失	土地 28百万円
	建物及び構築物 270百万円
	その他 26百万円
	計 325百万円

(2) 中部・北陸地区

用 途	店舗(12店)
種 類	建物及び構築物、その他
減 損 損 失	建物及び構築物 1,112百万円
	その他 108百万円
	計 1,221百万円

(3) 近畿・中国・四国・九州地区

用 途	店舗(11店)
種 類	建物及び構築物、その他
減 損 損 失	建物及び構築物 202百万円
	その他 106百万円
	計 308百万円

店舗については使用価値又は正味売却価額を回収可能価額としております。

なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定し、正味売却価額については、路線価及び固定資産税評価額等の適切に市場価額を反映していると考えられる評価額を基に算出し評価しております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年5月25日開催の第11期定時株主総会において、中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付け、当社グループの持続的な成長への貢献意欲を高めること、及び株主の皆様と利害を共有することを目的として、業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会及び2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、その内容を一部改定したうえで継続することを決議しております。

1. 取引の概要

本制度を導入するにあたり、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託により取得した当社株式及び換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて対象取締役に交付及び給付（以下、「交付等」という。）するものです。本制度は、2018年2月末日で終了する連結会計年度から2020年2月末日で終了する連結会計年度までの連続する3連結会計年度（信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3連結会計年度とする。）を対象として、対象取締役の基本報酬額及び中期経営計画の業績達成度に応じポイントを付与しそれを累積し、対象取締役が対象会社のいずれの取締役も退任する際に、累積ポイント数に基づいて算出される当社株式等について役員報酬として交付等を行います。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会において、当社と委任契約を締結する執行役員を対象とする改定を決議しております。また、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に係る報酬枠を改めて設定したうえで継続することを決議いただいております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度415百万円、380千株であります。

(経営幹部に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、当社の福利厚生の実施及び中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部社員（以下、「経営幹部社員」といいます。）に対する新たなインセンティブ・プラン（以下、「株式付与E S O P 信託」といいます。）の導入を決議いたしました。経営幹部社員を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

1. 取引の概要

株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国のE S O P 制度を参考にした経営幹部社員に対するインセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部社員に交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。経営幹部社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した経営幹部社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部社員の意思が反映される仕組みで

あり、経営幹部社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度2,767百万円、2,605千株であります。

(経営幹部候補に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2023年4月11日開催の取締役会において、当社の福利厚生の実施および中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部候補社員（以下、「経営幹部候補社員」といいます。）に対する新たなインセンティブ・プラン（以下、「株式付与E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。経営幹部候補社員を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

1. 取引の概要

株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした経営幹部候補社員に対するインセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部候補社員に交付および給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。経営幹部候補社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した経営幹部候補社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部候補社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部候補社員の意思が反映される仕組みであり、経営幹部候補社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度2,577百万円、1,859千株であります。

~~~~~  
(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本   |         |             |          |             |         |            |
|-------------------------|--------|---------|-------------|----------|-------------|---------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金   |             | 利益剰余金    |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
|                         |        |         |             | 繰越利益剰余金  |             |         |            |
| 当期首残高                   | 19,973 | 131,277 | 131,277     | 80,317   | 80,317      | △18,430 | 213,138    |
| 当期変動額                   |        |         |             |          |             |         |            |
| 剰余金の配当                  |        |         |             | △6,108   | △6,108      |         | △6,108     |
| 当期純利益                   |        |         |             | 15,903   | 15,903      |         | 15,903     |
| 自己株式の取得                 |        |         |             | －        | －           | △1      | △1         |
| 自己株式の消却                 |        |         |             | △3,506   | △3,506      | 3,506   | －          |
| 自己株式の処分                 |        |         |             |          |             | 199     | 199        |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） |        |         |             |          |             |         |            |
| 当期変動額合計                 | －      | －       | －           | 6,288    | 6,288       | 3,704   | 9,992      |
| 当期末残高                   | 19,973 | 131,277 | 131,277     | 86,606   | 86,606      | △14,726 | 223,131    |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|
|                         | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算差<br>額等合計 |         |
| 当期首残高                   | 77               | 77             | 213,215 |
| 当期変動額                   |                  |                |         |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △6,108  |
| 当期純利益                   |                  |                | 15,903  |
| 自己株式の取得                 |                  |                | △1      |
| 自己株式の消却                 |                  |                | －       |
| 自己株式の処分                 |                  |                | 199     |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | △77              | △77            | △77     |
| 当期変動額合計                 | △77              | △77            | 9,915   |
| 当期末残高                   | －                | －              | 223,131 |

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均等による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### 2. 引当金の計上基準

#### 役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式等の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社における収益は、主に子会社の経営管理料及び受取配当であり、経営管理料は経営指導契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。経営指導契約の履行義務は、サービスを提供する一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

また、受取配当金については、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

### 4. 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 重要なヘッジ会計の処理

### (1) ヘッジ会計の方法

特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

### (4) ヘッジの有効性の評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性判定を省略しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

市場価格のない関係会社株式の評価

### (1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式：233,431百万円

主な関係株式会社は、DCM(株)及びエクスプライス(株)の株式です。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、その発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときについては、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を損失として計上する方針としています。なお、超過収益力を反映して取得した株式であるエクスプライス(株)の株式については、超過収益力の毀損が生じているか否かの検討として、当初の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと当事業年度に策定された将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの比較を実施しています。将来キャッシュ・フローの見積りには、エクスプライス(株)の売上高成長率、原価率、販売費及び一般管理費（主に人件費）等の仮定を含んでいるため、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

同じく超過収益力を反映して取得した株式であるDCM(株)の株式（旧(株)ケーヨーの株式相当分）については、超過収益力の毀損が生じているか否かの検討として、当初の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと当事業年度に策定された将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの比較を実施しています。将来キャッシュ・フローの見積りには、店舗数、売上高及び原価率等の仮定を含んでいるため、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |            |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 152,955百万円 |
| 短期金銭債務 | 20百万円      |

2. 取締役に対する長期金銭債務 8百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

受取配当金 16,803百万円

経営管理料 1,080百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 878百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|                   | 当期期首株式数  | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数   |
|-------------------|----------|---------|---------|----------|
| 自己株式              |          |         |         |          |
| 普通株式<br>(注) 1,2,3 | 15,693千株 | 1千株     | 3,178千株 | 12,516千株 |
| 合 計               | 15,693千株 | 1千株     | 3,178千株 | 12,516千株 |

(注)1.普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り1千株によるものです。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少3,178千株は、取締役会決議による自己株式消却による減少3,000千株、「株式付与E S O P 信託口」から退職者への交付18千株、「B I P 信託口」から退任役員への交付9千株、「従業員持株E S O P 信託口」から「当社持株会」への株式譲渡150千株によるものです。

3.自己株式数には、当事業年度末日現在において、「株式付与E S O P 信託口」が所有する当社株式4,465千株及び「B I P 信託口」が所有する当社株式380千株を含めて記載しております。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|       |        |
|-------|--------|
| 繰越欠損金 | 440百万円 |
|-------|--------|

|     |       |
|-----|-------|
| その他 | 13百万円 |
|-----|-------|

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金資産小計 | 454百万円 |
|----------|--------|

|        |        |
|--------|--------|
| 評価性引当額 | △13百万円 |
|--------|--------|

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金資産合計 | 440百万円 |
|----------|--------|

#### 繰延税金負債

|        |       |
|--------|-------|
| 未払事業税等 | △0百万円 |
|--------|-------|

|          |       |
|----------|-------|
| 繰延税金負債合計 | △0百万円 |
|----------|-------|

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金資産純額 | 439百万円 |
|----------|--------|

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目

#### 別の内訳

|        |       |
|--------|-------|
| 法定実効税率 | 30.6% |
|--------|-------|

#### (調整)

|                    |      |
|--------------------|------|
| 交際費等永久に損金に算入されない金額 | 0.3% |
|--------------------|------|

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △33.1% |
|----------------------|--------|

|          |       |
|----------|-------|
| ESOP信託支給 | △0.2% |
|----------|-------|

|     |       |
|-----|-------|
| その他 | △0.0% |
|-----|-------|

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △2.4% |
|-------------------|-------|

## (決算日後における法人税等の税率の変更)

「所得税等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より、防衛特別法人税が適用されることになりました。これに伴い繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の30.6%から31.5%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 種類  | 会社等の<br>名称         | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容        | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 |                    | 取引の<br>内容             | 取引金額<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------|------------|---------------------------|------------------|----------------------------|---------------|--------------------|-----------------------|---------------|-----------|---------------|
| 子会社 | DCM<br>(株)         | 東京都<br>品川区 | 100                       | ホーム<br>センタ<br>ー業 | 100.0%                     | 役員の<br>兼任     | 経営管理<br>及び<br>資金調達 | 経営管理料<br>の受取<br>(※1)  | 1,080         | －         | －             |
|     |                    |            |                           |                  |                            |               |                    | 資金の貸付<br>(※2)<br>(※3) | 971,000       | 短期貸付金     | 118,000       |
|     |                    |            |                           |                  |                            |               |                    |                       |               | 関係会社長期貸付金 | 78,074        |
|     |                    |            |                           |                  |                            |               |                    | 利息の受取<br>(※4)         | 818           | その他       | 19            |
| 子会社 | エクス<br>プライ<br>ス(株) | 東京都<br>江東区 | 100                       | E C<br>事業        | 100.0%                     | 役員の<br>兼任     | 経営管理<br>及び<br>資金調達 | 資金の貸付<br>(※2)<br>(※3) | 39,000        | 短期貸付金     | 3,000         |
|     |                    |            |                           |                  |                            |               |                    | 関係会社長期貸付金             |               | 4,495     |               |
|     |                    |            |                           |                  |                            |               |                    | 利息の受取<br>(※4)         | 37            | －         | －             |
| 子会社 | DCM<br>ニコッ<br>ト(株) | 北海道<br>札幌市 | 10                        | ホーム<br>センタ<br>ー業 | 100.0%                     | 役員の<br>兼任     | 経営管理<br>及び<br>資金調達 | 資金の貸付<br>(※2)<br>(※3) | 37,649        | 短期貸付金     | 4,100         |
|     |                    |            |                           |                  |                            |               |                    | 関係会社長期貸付金             |               | 2,990     |               |
|     |                    |            |                           |                  |                            |               |                    | 利息の受取<br>(※4)         | 22            | －         | －             |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理料については、当社において発生した管理費用等の実費負担額を勘案して決定しております。

※2 資金の貸付は、連結会社間における短期資金運用によるものと、設備投資に対する長期貸付によるもので、取引金額は期中における貸付実行額を単純加算しております。なお、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

※3 資金の長期貸付残高には1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。なお、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

※4 貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,665円36銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 118円75銭   |

## (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (追加情報)

### (取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年5月25日開催の第11期定時株主総会において、業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会及び2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、その内容を一部改定したうえで継続することを決議しております。

#### 1. 取引の概要

本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託により取得した当社株式及び換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて対象取締役へ交付及び給付（以下、「交付等」という。）するものです。本制度は、2018年2月末日で終了する事業年度から2020年2月末日で終了する事業年度までの連続する3事業年度（信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。）を対象として、対象取締役の基本報酬額及び中期経営計画の業績達成度に応じポイントを付与しそれを累積し、対象取締役が対象会社のいずれの取締役も退任する際に、累積ポイント数に基づいて算出される当社株式等について役員報酬として交付等を行います。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会において、当社と委任契約を締結する執行役員を対象とする改定を決議しております。また、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に係る報酬枠を改めて設定したうえで継続することを決議いただいております。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度415百万円、380千株であります。

### **(経営幹部に信託を通じて自社の株式を交付する取引)**

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、当社の福利厚生の実施及び中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部社員（以下、「経営幹部社員」といいます。）に対する新たなインセンティブ・プラン（以下、「株式付与E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。経営幹部社員を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

#### **1. 取引の概要**

株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした経営幹部社員に対するインセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部社員に交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。経営幹部社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した経営幹部社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部社員の意思が反映される仕組みであり、経営幹部社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

#### **2. 信託に残存する自社の株式**

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度2,767百万円、2,605千株であります。

### **(経営幹部候補社員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)**

当社は、2023年4月11日開催の取締役会において、当社の福利厚生の実施および中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部候補社員（以下、「経営幹部候補社員」といいます。）に対する新たなインセンティブ・プラン（以下、「株式付与E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。経営幹部候補社員を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

#### **1. 取引の概要**

株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした経営幹部候補社員に対するインセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部候補社員に交付および給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。経営幹部候補社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した経営幹部候補社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部候補社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部候補社員の意思が反映される仕組みであり、経営幹部候補社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度2,577百万円、1,859千株であります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。